

キャッシュ・ガードマン保険追加特約

第1条（保険の対象）

この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在するタクシーチケットに限ります。

第2条（特約の適用除外）

当社は、少額現金・小切手運送保険特約第3条（保険金を支払わない損害）②の規定を適用しません。

第3条（保険金支払額の特則）

当社は、普通保険約款第10条（保険金の支払額の限度）（1）および第37条（保険金支払後の保険契約）（2）の規定にかかわらず、当社が保険金として支払う額は、補償期間中を通算した保険金額（支払限度額）を限度とします。

第4条（読み替え規定）

当社は、少額現金・小切手運送保険特約第7条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）（2）（6）および第8条（保険料の返還---解除の場合）（1）（2）にある「日割」を「月割」に読み替えて適用します。

第5条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および証券記載の特約の規定を準用します。